

議案第 66 号

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定について

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたって教育・保育給付認定保護者等が負担すべき費用の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第 3 条 利用者負担額は、法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号の政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者（法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第 4 条 市長は、災害その他特別の事由があると認められるときは、保護者又は扶養義務者の申請に基づき利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、松阪市保育所条例（平成 17 年松阪市条例第 119 号）及び松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例（平成 27 年松阪市条例第

4号)の規定により課した、又は課すべきであった利用者負担額の取扱いについては、なお従前の例による。